

No.		
1-1	7808 14.36	- 2000 G8 1999 2000 /10 3205 16.23 9.12 4.78 1.78 <a href="http://kogroy.tripod.com/hanzai.html">http://kogroy.tripod.com/hanzai.html</a>
1-2		
2		

p7 21

p10

(p11)

1

p25 32

2

p33 61

p57

p58

		<p style="text-align: right;">RIAJ</p> <p style="text-align: center;">RIAJ</p> <p style="text-align: center;">p59</p> <p>3                      p62 83</p> <p style="text-align: center;">p62</p> <p style="text-align: center;">p67</p> <p style="text-align: center;">p74</p> <p style="text-align: center;">pixiv              pixiv</p> <p style="text-align: right;">CGM</p> <p>4</p> <p style="text-align: center;">p84 108</p> <p style="text-align: center;">p84</p> <p style="text-align: center;">EPG</p>
--	--	---

		)	p85	
		1	p86	
		)		(
			p87	
				p90
				93

		<p data-bbox="1518 272 1570 300">p95</p> <p data-bbox="1738 320 1980 347">Google Book Search</p> <p data-bbox="1310 416 1406 443">p95 99</p> <p data-bbox="573 655 595 683">5</p> <p data-bbox="992 655 1115 683">p109 118</p>
3		

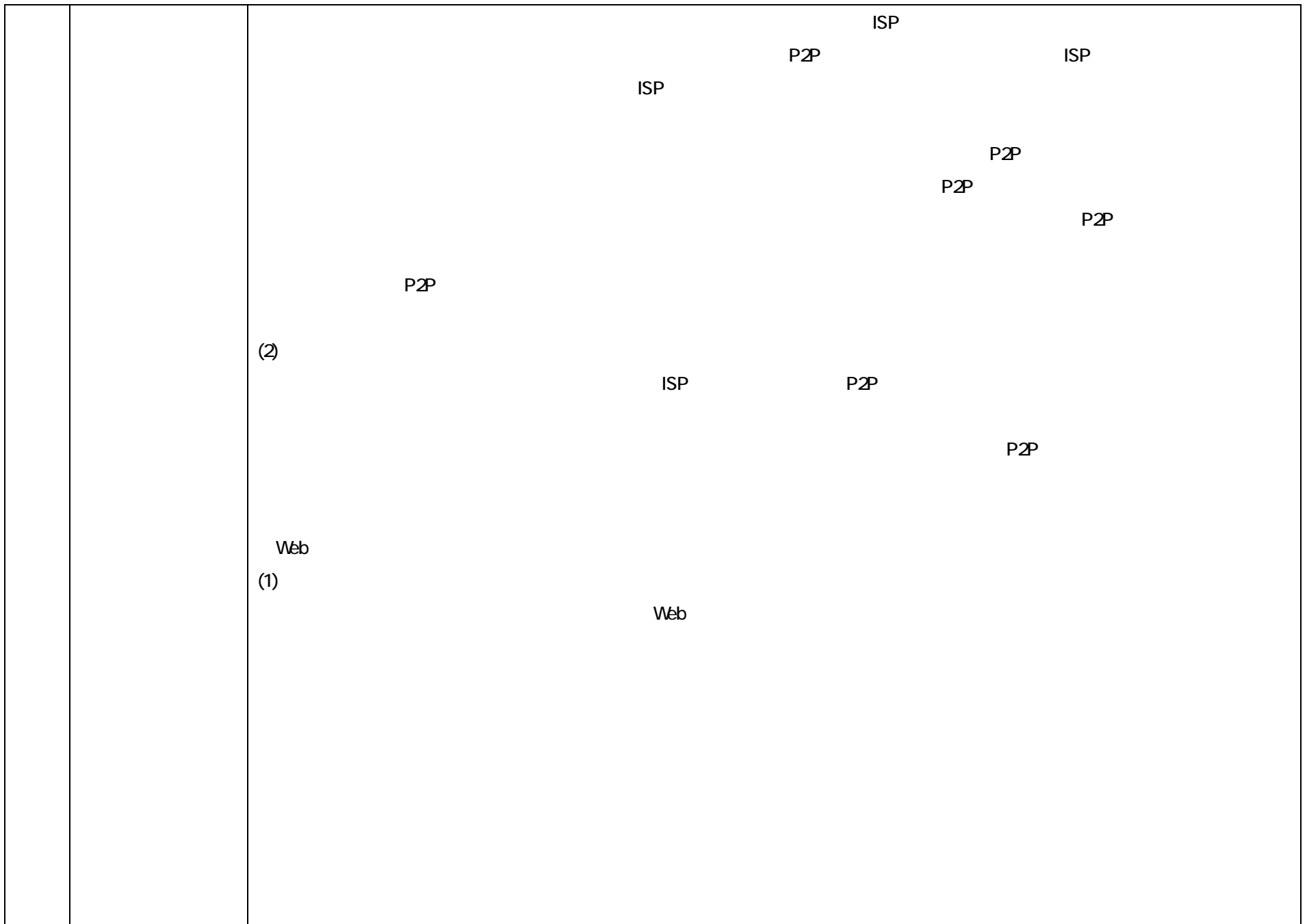
4		<p>70</p> <p>70</p> <p>70</p> <p>EU</p> <p>50</p> <p>70</p> <p>70</p> <p>2008</p> <p>EC EU</p> <p>70</p> <p>50 95</p> <p>5 30</p> <p>EP</p> <p>EC</p> <p>2009</p>

		2009											
								FTA		EPA			
		2009											
	2008	10				34.5			26		3	1	
			10		27								
		10											
								3	2900		4	714	
			90										
		2008											
					JETRO								

		<p style="text-align: right;">1992</p> <p style="text-align: center;">MDEM</p> <p style="text-align: center;">MDEM</p> <p style="text-align: center;">EU</p> <p style="text-align: center;">MDEM</p> <p style="text-align: center;">50                      MDEM                      40</p> <p style="text-align: right;">MDEM</p>
5		<p>1.                      30</p> <p>                    20</p> <p>                    Web</p> <p style="text-align: center;">                    30                      "                      "</p> <p style="text-align: center;">                    "                      "</p> <p style="text-align: right;">30</p> <p>2                      47                      2</p> <p>                    47                      2</p>







		<p>4</p> <p>(2)</p> <p>(1) (2)</p> <p>(1)</p>
--	--	---

		Mbd			Winy	P2P
					Mbd	
			54		DS	
				20 7		21 2 27
	5					
					ISP	

				ISP		
		2007	JETRO			1
				2		
		6				
				P2P		
				114	5	
		7.				
		8				

6	ACCJ	<p>1. ACCJ</p> <p>GUI</p> <p>ACCJ</p> <p>2 ACCJ</p> <p>18</p>

			ACCJ
		3 ACCJ	
			ACCJ
		4 ACCJ	
			ACCJ
		5 ACCJ	

		6							
			ACCJ	UGC	UGC			ISP	
						7			
7									26
			67						
			6						



		<p data-bbox="965 220 1003 247">74</p> <p data-bbox="1039 608 1077 635">90</p> <p data-bbox="539 703 600 730">2008</p> <p data-bbox="620 895 658 922">91</p> <p data-bbox="1429 751 1467 778">iii</p>
8		

--	--	--

		2008
--	--	------

		1
9		( 5

--	--	--

30

35

38 1

10

		2008		2007		2008
			2007			
		2006				
				2007	2008	2
		(1)				
		(2)				
		(3)				
				(4),(5)		

		(4 1 ) (5	( 1
11			PR





12		



--	--	--

14		2008

86

12

( )

30

38

EU

		2008	30	38	EU	
	87	2008			2008	84
	90				2007 65	30
	91					2005 3

		91		2008		
		91				
				18		75
			30			
		P2P		DVD		



		95
15		(1)  (2)

		(1)
		(2)

		ACTA
--	--	------

	(1)	
--	-----	--

	(2)	
--	-----	--

--	--	--

		(1)
		(2)
		(1)
		(2)

		<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p style="text-align: center;">Yahoo</p> <p style="text-align: right;">MGM Studios</p> <p>Inc. v. Grokster Ltd.      2005   6   27</p> <p style="padding-left: 100px;">Cooper v. Universal Music Australia Pty Ltd.      2006   12   18</p>
16		<p style="text-align: right;">40,124      20   1</p> <p style="text-align: center;">47</p>

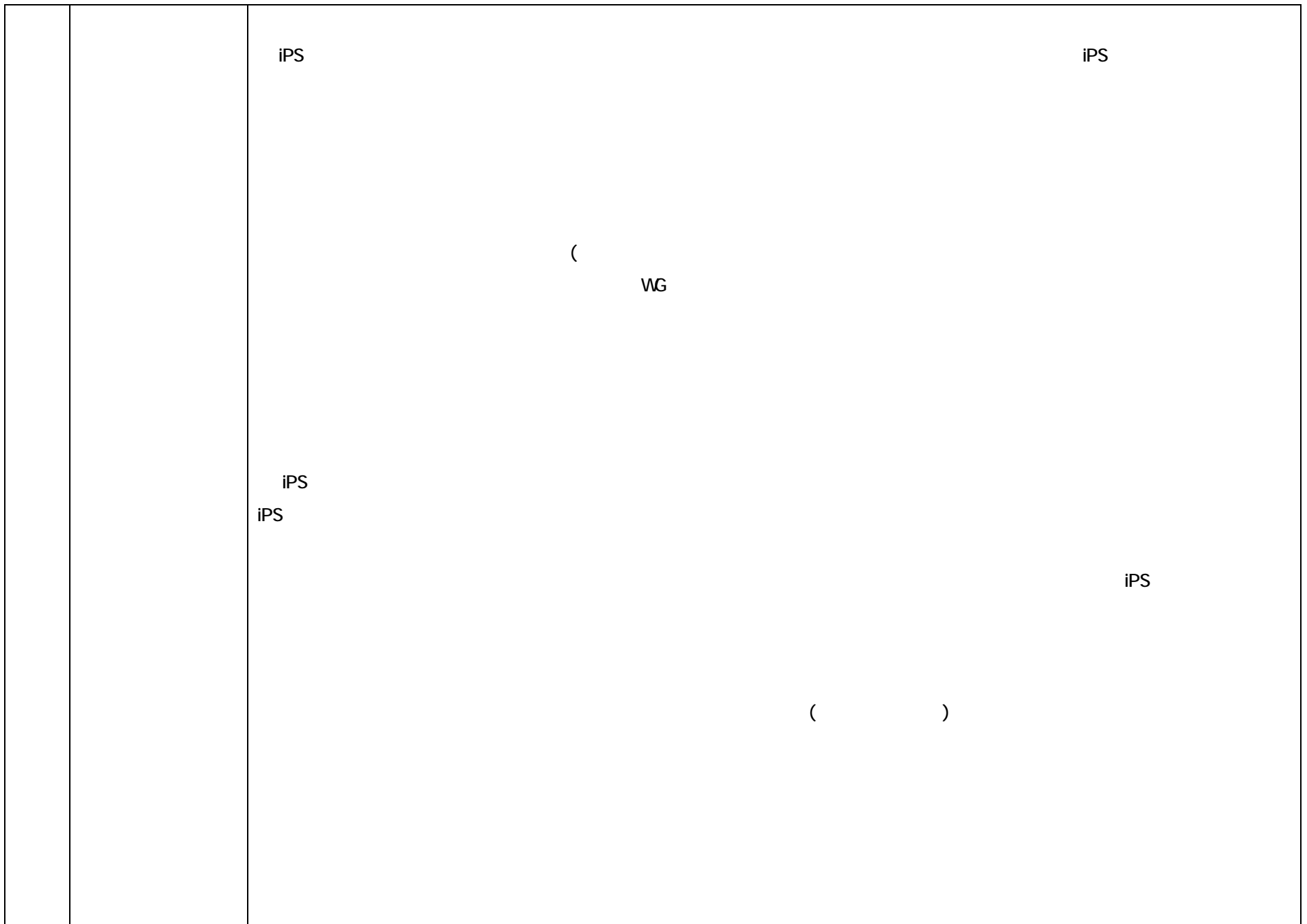


		5
17		
18		<p style="text-align: right;">( )</p> <p style="text-align: center;">( )</p> <p style="text-align: center;">(IFRS)</p>





		<p data-bbox="1809 416 1843 440">11</p> <p data-bbox="1346 560 1402 584">2004</p> <p data-bbox="1357 608 1391 632">10</p> <p data-bbox="1615 560 1693 584">Google</p>
20	/	<p data-bbox="1084 1094 1149 1118">2008</p>



		10	18
--	--	----	----

92

1994

31

3

3 5 7

		18 6	
		10	
	11		35
	2005 4		35

2005 3

2040

10

35

( )

RT

DB

1

RT

RT

DB







07

19 10

08 1

08

4 - -3-(1)-

s

2008

08

20 10

)

77

22

2003

2006

2002

2006

2008



1

WPO

One Search One Examination

		IT	R&D	License of Right	80	1	21 1
--	--	----	-----	------------------	----	---	------

		<p style="text-align: right;">21 1</p>
23		<p style="text-align: center;">2006</p> <p style="text-align: center;">2006 (2)</p> <p style="text-align: center;">2006</p> <p style="text-align: center;">60</p> <p style="text-align: center;">p.44</p> <p style="text-align: right;">(2006 2 )</p> <p>2007 4</p>

		(1)	(1),(2)		60			2007.41
		( )60			( )			
			2008.7.1					
		2008.1.1	( )60	60	120	( )90	90	180
								80
24								

25		30 2	104 5	DVD	104 4
					21 1
			20 6		



26-1		19	496					11	642
26-2									
26-3			17						

26-4		
26-5		small entity
26-6		



26-9		
26-10		
26-11	<p>11 4,278</p> <p>" "</p>	<p>21 3 7,793</p> <p>11 30 20 108</p> <p>" "</p>
26-12		

26-13		
27		

28-1		1

28-2		<p>90 R</p> <p>R 3 2,900</p> <p>4 700 2007</p> <p>5 300</p> <p>4,400 10</p>
28-3		<p>2 R</p> <p>3 CD</p> <p>R 174 1051</p>

		<p>CD</p> <p>CD</p> <p>124 OECD 30 27</p> <p>50 50</p> <p>30 50</p> <p>70</p> <p>95</p>
28-4		
28-5		







		<p style="text-align: right;">BSA</p> <p>6 BSA</p> <p style="text-align: center;">BSA BSA</p> <p style="text-align: center;">BSA      80</p> <p style="text-align: right;">BSA</p> <p style="text-align: center;">1988</p> <p style="text-align: right;">BSA</p> <p style="text-align: right;">BSA , CA,</p> <p>Corporation, , Embarcadero, Frontline PCB Solutions- An Orbotech Valor Company, HP, IBM , Intuit, , , Mindjet, Minitab, NedGraphics, PTC, , Quest Software, Rosetta Stone, SAP, Scalable Software, , SPSS, , The MathWorks BSA</p> <p>wwwbsa.or.jp      BSA      wwwbsa.org</p>
30		

31		<p><a href="http://www.mof.go.jp/singikai/fufuku/tosin/tosin210213.pdf">http://www.mof.go.jp/singikai/fufuku/tosin/tosin210213.pdf</a></p>

--	--	--

--	--	--

--	--	--

			WTO
32	IBM / ( )		



IBM

PQI

		IBM
33	NRI ( )	WTO



		.	
		1-1	
		1-2	
			ID

			ID	ID
--	--	--	----	----

2  
2-1





35-1	( )	
35-2	( )	TRIPS
35-3	( )	
35-4	( )	2
35-5	( )	
35-6	( )	/



35-7	( )	
36-1	( )/	
36-2	( )/	
36-3	( )/	
36-4	( )/	
36-5	( )/	e-learning

36-6	( )/	

(別紙)

## 「知的財産推進計画 2009」の策定に向けて

2009年3月17日  
(社) 日本経済団体連合会

## 目 次

<b>I 総論</b> .....	1
1. はじめに	
2. 第3期における個別政策の方向性 .....	2
(1) 企業の事業活動を支える柔軟な特許制度の整備	
(2) 産業と文化の発展を促進する著作権法制の構築	
(3) 国際標準化戦略の強化	
(4) コンテンツ産業の振興	
<b>II プロイノベーション時代を見据えた知財戦略の構築</b> .....	4
1. 知財創出力の強化に向けた研究開発基盤の整備	
(1) 産学連携のさらなる促進と円滑化	
① 大学における知財活動に対する支援	
② 円滑な技術移転に向けた取り組み	
(2) 企業における研究開発の円滑化	
① 職務発明規定（特許法第35条）のあり方の検討	
② 産学連携にあたっての税制的支援の実施	
③ ライフサイエンス分野における研究開発の円滑化	
2. 産業活性化に向けた知財制度の整備 .....	6
(1) イノベーションを促進する効率的な特許制度の整備	
① 特許制度の国際的調和の加速	
a) 世界特許制度の実現に向けた取り組みの推進	
b) 審査基準の国際的調和の推進	
c) アジア地域における制度調和の推進	
② 特許の質の向上に向けた取り組み	
a) 官民のワークシェアリングの推進	
b) 合理的な先行技術調査手法の確立	
③ 権利化支援策の実施	
a) 柔軟な審査体制の構築	
b) 特許関連費用に対する支援	
c) 機械翻訳の機能向上	
(2) 適切な権利行使のあり方の検討 .....	8

(3) 営業秘密の保護のあり方の検討	8
(4) 模倣品・海賊版対策	9
①実効的な模倣品・海賊版対策の推進	
②中国における意匠模倣問題への対応	
(5) 産業と文化の発展を促進する著作権法制の整備	10
①デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制の整備に向けた検討	
a) 産業財産権型コピーライト制度	
b) 自由利用型コピーライト制度	
②実効的な権利保護を実現する環境の整備	
a) 著作権保護技術とその法制補完のあり方	
b) I S Pとの協力の推進	
c) モバイル向け違法コンテンツ配信の根絶に向けた取り組みの強化	
③権利制限規定の見直し	12
a) 権利制限規定に対する基本的な考え方	
b) 薬事にかかる権利制限の見直し	
④その他	13
a) 私的複製の適用範囲（著作権法第30条）の見直し	
b) 著作権法における間接侵害の範囲の明確化	
c) I Pマルチキャスト放送による同時再送信の権利処理のあり方 の見直し	
d) もっぱら音楽の提供を目的とする放送・有線放送の取り扱い	
3. 企業の事業活動の円滑化に向けた施策の展開	14
(1) 企業の国際競争力の強化のための取り組み	
①オープン・イノベーションに対応する知財の多様な活用の促進	
②ライセンス契約の保護のあり方の検討	
(2) 知財の適切な活用に向けた取り組み	15
①知財の適切な活用のあり方	
②中国における強制認証制度の問題	
(3) 知財訴訟制度の運用改善に向けた取り組み	16
①特許侵害訴訟にかかる現状について	
②司法の国際的調和の推進	
(4) その他	17
①知的財産法と独占禁止法の関係のあり方の検討	

②企業会計における知的資産の価値評価のあり方の検討	
③自治体等における知財活動の推進	
④企業活動に精通する知財人材の充実	
4. 国際標準化戦略への取り組みの強化	17
(1) 関係省庁間の連携強化	
(2) わが国としての戦略的な取り組みの強化	
(3) 産業界における取り組みの促進	
(4) 国際標準に関連する知的財産の取り扱いルールの明確化	
(5) 国際標準化人材の育成・確保	
<b>Ⅲ コンテンツ産業の振興</b>	20
1. コンテンツの創造力の強化	22
(1) 研究開発・設備投資	
①コンテンツの開発・維持・拡充に対する税制上の優遇措置	
②映画業界におけるデジタル環境の整備	
③コンテンツに関する技術開発の推進	
(2) 資金調達	23
①資金調達の多様化に向けた環境整備・支援税制の創設	
(3) 制作支援・制作環境整備、産業集積・地域振興	24
①ロケーションパークの設置	
②外国語で作成された技術文書の翻訳支援	
③ライブ・エンターテインメント集積の推進	
(4) 人材育成	
①プロデューサーの育成	
②クリエイターの育成	
③マルチコンテンツ・プロデューサー人材の育成	
④マルチメディア・ビジネス人材の育成	
⑤法務人材の育成	
⑥企業内の人材の確保・育成に対する支援の強化	
⑦子役の出演可能時間の延長	
⑧雇用のセーフティネット整備	
(5) 教育基盤の整備	27
①教育機関から職場を通じたキャリア育成体制の整備	
②コンテンツ統計の整備	
③インターンシップの推進	
④客観的な技能要件にもとづく検定制度の創設	

## 2. コンテンツの新たな市場の創出と流通の促進 ..... 28

### (1) 国際展開の推進

- ① J A P A N国際コンテンツフェスティバルの推進
- ②マーケット機能の強化
- ③日本コンテンツの海外展開への支援
- ④国際共同制作協定の締結
- ⑤日本貿易振興機構（J E T R O）、在外公館等におけるコンテンツの情報収集・提供および発信機能の強化
- ⑥海外子会社による日本コンテンツ海外展開の支援

### (2) マルチユースの促進 ..... 31

- ①コンテンツ・ポータルサイトの充実
- ②権利者情報の整備
- ③契約ルールづくりの推進
- ④デジタル・コンテンツの流通環境の整備
- ⑤流通促進・文化保全のためのアーカイブの整備
- ⑥有料放送市場の拡大

### (3) 新市場の開拓 ..... 33

- ①教育との連携

## I 総論

### 1. はじめに

時代は今、大きなパラダイム転換のただ中にある。産業・社会の高度化とともに、有形財と同様、技術やノウハウ、コンテンツなど無形財の価値が重視される知識社会に向けて、各国は新たな成長力の源泉として“知”の創出と獲得に熾烈な競争を展開している。また、近年は、新たなプレイヤーとして、中国やインドをはじめとする新興国が加わるなど、国際競争は一層複雑さと激しさを増してきている。さらに、地球温暖化問題や資源・エネルギー問題などのグローバル・イシューも大きな課題となっている。

こうした状況に対応するためには、新たな成長をもたらすイノベーションや産業の創出などによる産業構造の変革が必要であり、それを支える政策基盤である知財制度の今後のあり方について議論することが不可欠となっている。わが国の知財立国に向けた取り組みは、一定の成果が出始めているところであるが、知財と経営が密接不可分な関係を深める中、パラダイム転換の根底にある本質を良く見据えた上、イノベーション創出や健全な競争を促進する観点から、具体的な施策が講じられる必要がある。

今、われわれに必要なものは、競争力強化を追及してきたプロパテント政策の成果を踏まえ、“競争”と“協調”のバランスのとれたプロイノベーション政策へと深化を図ることであり、それを体現する知財制度である。プロイノベーションの考え方に立脚した知財制度が有すべき理念について、われわれは、次のように考える。

第一は「公正性」の担保である。プロパテント政策においては、競争力の向上が重視される中、知財権の強化が進められてきた。しかし、その結果として、合理性に欠ける権利行使により、イノベーションが阻害されかねない事例も発生した。プロイノベーション政策においては、公正な競争とともに、合理的な権利の保護、行使が可能となる制度運用が求められる。

第二は「柔軟性」の確保である。イノベーション創出に向けた知財の活用方法が多様になってきており、こうした動きを促進する観点から、知財の目的に応じた柔軟な活用のあり方を検討し、知財によるイノベーションの恩恵が社会に還元される仕組みを構築していくことが求められる。

第三は「国際的な共通性」への配慮である。知財権は国ごとに成立し、保護されている。しかし、デジタル・ネットワーク化の進展などとも相まって、国境を越えた連携によるイノベーション創出が重要になってきており、国際的なコンセンサスを得られる共通性を目指しつつ、グローバルな知財制度を構築していくことが求められる。



世界経済が未曾有の危機に直面している現状は、非常に懸念される。しかし、危機は好機でもある。政府は、プロイノベーション時代に向けた新しい理念とそれに対応する政策を提示すべきである。

2009年度からはじまる第3期の「知的財産推進計画」においては、第2期までの取り組みの成果と、先に示した産業界が考える3つの理念を踏まえ、わが国の産業・文化のさらなる発展に向けた“骨太の国家戦略”が示されることを期待したい。そのためには、知的財産戦略本部が強力なリーダーシップを発揮し、関係省庁間の垣根を越えた分野融合的な政策の立案を推進すべきである。その上で、世界の共感が得られる知財制度のグランド・デザインをわが国から発信していくことが望まれる。

## 2. 第3期における個別政策の方向性

### (1) 企業の事業活動を支える柔軟な特許制度の整備

知財の目的は、知財を活用した新しい製品・サービスが市場に提供されることにより、イノベーションを創出し、経済・社会の発展に寄与していくことにある。第3期においては、知財の本来の目的を踏まえ、プロイノベーション時代に適した特許制度の運用のあり方について検討していくべきである。

検討の基本的な考え方は、特許法第1条で掲げられている“産業の発達に寄与する”ことにある。企業が求めているのは、安定的な法制度にもとづく柔軟な制度運用である。プロイノベーション時代の産業振興に向けて、各産業における知財の活用実態や企業の事業活動の動向に適切かつ迅速に対応できる体制づくりを推進すべきである。

特に、近年のグローバル化の進展とともに、わが国企業の活動範囲は、欧米先進国やアジア諸国などさまざまな国・地域へと広がっている。こうした企業の事業活動を支える観点から、「世界特許制度」の実現を目指しつつ、特許制度の国際的調和と国内法制の見直しを加速させていくことが求められる。

### (2) 産業と文化の発展を促進する著作権法制の構築

近年のデジタル化・ネットワーク化の急速な進展により、著作物等の創作、利用、流通の形態は著しく変化している。これにより、コンテンツ産業等においては、新たなビジネスモデルの構築が可能となる一方、権利保護や利用促進の面では、これまでになかった問題に直面している。

著作権やコンテンツ関連ビジネスをとりまく環境が大きく変化する中、コンテンツ関連産業の健全な発展を促し、わが国の優れたコンテンツを世界に発信していくためにも、産業・文化政策の双方の観点から現行著作権法のあり方を

見直し、著作物等が持つ目的に応じた創作、保護、利用のための環境を提供することができる「複線型著作権法制」の構築に向けた検討を進めるべきである。

### (3) 国際標準化戦略の強化

2006年12月に策定された「国際標準総合戦略」を契機として、わが国発の先進的技術の標準化に向けて産学官が協力し、研究開発戦略、知財戦略、標準化戦略を一体的に推進する取り組みが始まったことは評価に値する。

一方で、欧米やアジア諸国も取り組みを強化しており、わが国も国際競争力強化の観点から、官民連携による取り組みをより一層進める必要がある。特に、関係省庁間の連携強化や戦略的な他国との仲間づくりなどの取り組みを強化するとともに、第三者特許問題など標準技術の普及を妨げる問題の解決に向けた国際的な働きかけの強化が重要である。

### (4) コンテンツ産業の振興

コンテンツ産業のグローバル化が進み、優れたコンテンツやそれを担う人材の交流が国境を越えて行われている。世界中でわが国発のコンテンツが生まれ、関心および評価は年々高まっている。

国内コンテンツ産業全体の市場規模は、約14兆円で世界第2位であるが、伸び率は鈍化している。2015年までにコンテンツ産業の売上高を5兆円拡大するという政府の目標を達成するためには、国内におけるコンテンツ創造力を強化しつつ、積極的な海外展開をはじめ、急速にデジタル化・ネットワーク化された環境下での新たなビジネスモデルの構築を模索することが必要となってくる。

世界各国では、多くの公的資金を投じつつ、自国コンテンツの輸出促進やコンテンツ人材の育成など積極的かつ戦略的な産業支援策を講じている。こうした状況下で、わが国コンテンツ産業のさらなる振興のためには、文化と産業を包括的に捉える文化産業戦略という視点によって、継続的、分野横断的かつ省庁の枠を超えた“オールジャパン”として、「コンテンツ立国」たるべき対策を講じていく必要がある。

## Ⅱ プロイノベーション時代を見据えた知財戦略の構築

### 1. 知財創出力の強化に向けた研究開発基盤の整備

#### (1) 産学連携のさらなる促進と円滑化

##### ①大学における知財活動に対する支援

グローバルな知の獲得競争が繰り広げられる中、知の源泉である大学に対する企業の期待は大きく、さらなる産学連携の強化が望まれる。また、今後は、イノベーション創出を加速していくため、大学と企業の連携だけではなく、大学同士の連携や研究開発法人を含めた幅広い連携に積極的に取り組んでいくべきである。

なお、効果的な連携を推進する観点から、現在、大学ごとに整備されている大学知財本部やTLOの活動のあり方について見直し、地域あるいは技術分野をベースとした連携体制の構築を進めるとともに、国や地方自治体はその活動を支援すべきである。

また、大学による重要な研究成果の特許出願については、積極的な海外出願が期待される。しかし、大学による海外出願に対する費用支援は十分とはいえず、非競争的資金の充実や科学技術支援機構などによる継続的な支援が求められる。

##### ②円滑な技術移転に向けた取り組み

大学知財本部やTLOの活動によって、大学と企業の共同研究などの際、知財の取り扱いについて柔軟な対応が図られつつある。しかし、分野によっては依然として技術移転が円滑に進まないケースが見られ、その大きな要因として、不実施補償をめぐる考え方の相違がある。

技術移転をより効率的に進める観点から、技術情報などに関する大学と企業とのコミュニケーションを深めるとともに、産学連携の成功事例、失敗事例を検証し、技術の内容や連携の形態に応じた柔軟な契約モデルの策定、また、大学における知財活用のための「ガイドライン」の策定などに取り組むべきである。

#### (2) 企業における研究開発の円滑化

##### ①職務発明規定（特許法第35条）のあり方の検討

特許法第35条では、職務発明にかかる「相当の対価」について、使用者と従業者との間の協議に委ねられることとされている。これにより、研究者のインセンティブが向上することが期待されるものの、企業にとっては、依然として訴訟リスクを解消することができない不安定な制度となっている。

さらに企業の事業活動のグローバル化や、オープン・イノベーションの広がりにより、外国企業等との協業・連携が拡大する中、わが国と各国の職務発明の取り扱いの違いが、企業の事業活動、あるいは外国企業等がわが国に研究機関を置くことを阻害する要因ともなりかねない。また、企業の利益は、社内の多くの部門の連携による成果であり、発明者に対してのみ利益見合いの報奨を支払うことは従業員に対する公平性を欠き、企業内の労使関係に影響を及ぼしている。

こうした産業政策、労働政策上の観点、そして企業経営を取り巻く環境の変化を踏まえ、過去の発明の取り扱いを含め、職務発明規定のあり方について検証した上で、特許を受ける権利の法人帰属化など、制度の見直しに向けた検討を行うべきである。

### ②産学連携にあたっての税制的支援の実施

産学連携において、税制が円滑な連携を阻害している面がある。例えば、企業からの研究費で大学が購入した研究設備等について、大学が固定資産化して他の研究に活用した場合、企業は試験研究費として費用処理できないといったリスクがある。こうしたケースをはじめ、産学連携を推進する観点から税制面の支援を積極的に検討すべきである。

### ③ライフサイエンス分野における研究開発の円滑化

革新的な医薬品の創出につながる創薬研究の上流においては、大学等による基礎研究の成果やリサーチツール特許に効果的にアクセスできることが重要となる。しかし、実際にはライセンス交渉に時間がかかるなど、必ずしも効率的に活用できる環境が整備されているとはいえない。

リサーチツール特許の活用については、総合科学技術会議において「リサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（2007年3月）が策定された。今後は、「指針」に沿った円滑な活用を促す仕組みを構築するとともに、権利者、利用者の双方に納得感のある利用条件の醸成、合理的な契約条件モデルの提示等に取り組むべきである。特に、リサーチツール特許の権利者の多くが欧米企業であることから、「指針」の欧米への普及とコンセンサスの形成に取り組むべきである。

また、特許法第69条における試験研究の例外適用の範囲について、現在、判例もなく、明確にされていない。ライフサイエンス分野の研究実態を踏まえ、諸外国の状況などを調査し、明確化に向けて検討すべきである。

## 2. 産業活性化に向けた知財制度の整備

### (1) イノベーションを促進する効率的な特許制度の整備

#### ①特許制度の国際的調和の加速

##### a) 世界特許制度の実現に向けた取り組みの推進

日米欧三極を中心として、特許審査ハイウェイやニュールート、出願様式の共通化など、各国特許庁間でワークシェアリングに向けた取り組みが積極的に進められている。今後、これらの取り組みを中国や韓国等へ拡大するなど、実体面での制度調和に向けた取り組みを積み重ね、将来的には、第1国で権利が認められれば他国でも権利が認められる「世界特許制度」の実現を目指すべきである。また、制度的に調和した先願主義の実現に向けて日欧が連携し、米国の特許法改正に向けた継続的な働きかけを行っていくべきである。

##### b) 審査基準の国際的調和の推進

現在、国ごとに特許の審査基準やその運用が異なっていることから、同じ発明であっても国によって特許成立・不成立があり、また、特許化された場合であっても権利範囲に差異が生じている。そのため企業の事業活動に大きな影響を与えている。

各国の法制が異なる中、審査基準の統一を進めることは容易ではないが、特許審査ハイウェイの拡大とあわせ、記載要件の統一や、審査官・サーチャーのクオリティ、あるいはサーチの範囲、手法のクオリティの統一を図り、審査基準の国際的調和を進めていくべきである。

##### c) アジア地域における制度調和の推進

中国やインド、ASEANなどアジア各国の経済成長に伴い、これらの国々における日本企業の活動も活発になっている。しかし、特許制度をはじめとする知財制度が十分に整備されていない国も多く、知財の適切な保護のための制度基盤の整備が強く求められている。

そこで日中韓などが中心となり、アジア各国における知財制度の整備を支援するための枠組みを構築すべきである。将来的には、アジア域内で同一の保護が受けられる体制を構築することを目指していくべきである。

#### ②特許の質の向上に向けた取り組み

##### a) 官民のワークシェアリングの推進

近年、世界的な出願件数の増加により、先行技術調査、とりわけ非特許文献の調査は困難を極めている。また、審査の早期化により、公開前に査定され、第三者による情報提供の機会がないまま特許化されるケースが生じている。こ

のような状況では特許権が不安定となり、将来的に訴訟リスクが増加する要因ともなりかねない。そこで、特許の質の向上のため、特許審査のプロセスにおいて外部のコミュニティを活用する施策の実施など、官民のワークシェアリングを推進していくべきである。

昨年、わが国においてコミュニティ・パテント・レビューが試行されたが、その成果を踏まえ、コミュニティの運用のあり方を工夫するなど、実用性の向上に向けた検討を進めるべきである。また、公開前に審査請求される案件への対応については、現行の審査制度との調和を図りつつ、「即時公開公報」の発行、あるいは「特許異議申立制度」のように第三者が特許の有効性について申し立てを行うことができる仕組みの導入などについて検討すべきである。

なお、特許出願および特許取得されたものの質を客観的に評価することができる「指標」を開発することも特許の質の向上に資するものと考えられる。例えば、“特許を受けようとする発明の明確性”や、あるいは“特許審査の過程で適切な関連先行技術が引用されているか”といった経験則にもとづく評価指標を策定し、公表することにより、発明者がより良い出願をすることが可能になるものとする。

#### **b) 合理的な先行技術調査手法の確立**

先行技術文献の調査にかかる企業のコストが大きくなっており、各国共通の合理的な調査手法の確立が強く求められる。例えば、国際特許分類（IPC）をベースとした共通コードの整備や、検索範囲を共通化するための明細書フォームの統一などについて検討すべきである。

### **③権利化支援策の実施**

#### **a) 柔軟な審査体制の構築**

スーパー早期審査制度の導入など、審査期間の短縮に向けた取り組みが進んでいることを評価する。一方、出願されるものの中には、中長期的な技術動向を見極めた上で権利化していくことが望ましいものも存在している。さらなる審査の効率化を進めつつ、出願者が早期の審査を必要としない場合には、実質的に審査請求期間の延長が認められる柔軟な審査体制を実現すべきである。

#### **b) 特許関連費用に対する支援**

昨年、特許出願料の引き下げが実施されたものの、企業にとって特許関連費用は依然として大きな負担となっている。

現在のように世界的な景気後退の状況下にあっては、中小企業だけでなく、大企業も対象とした特許関連費用の引き下げ等の措置を緊急的に講じるべきで

ある。また、特許審査ハイウェイの利用について、第2国における審査料の割引措置を検討すべきである。

### c) 機械翻訳の機能向上

外国において確実に権利を確保するためには、明細書の適切な翻訳が重要となるが、翻訳にかかるコストが非常に大きくなっており、コスト軽減のため自動翻訳ツールの活用が不可欠となっている。

自動翻訳の精度のさらなる向上のため、システム開発に対する支援を充実させるべきである。

## (2) 適切な権利行使のあり方の検討

近年、自らは研究開発や製品・サービスの製造・提供を行わず、他人の特許権を買い、その権利を利用して利益を得る、いわゆる「パテントトロール問題」、また、国際標準における「第三者特許問題」など、権利者の濫用的な権利行使により、企業の事業活動を阻害するような事例が発生している。昨今の世界的な経済情勢の悪化を受け、企業等が保有する特許が安易に売買され、今後、それらを利用した濫用的な権利行使が急増することも懸念される。

米国では、最高裁による eBay 判決以降、濫用的な権利行使を制限するような判決が出されており、また、米国議会で審議された特許法改正案 (Patent Reform Act of 2007) では、損害賠償の算定の対象範囲を限定的にする案が検討されるなど、これまでのプロパテント政策を修正する動きが見られる。

わが国においても米国の判例や対策の状況等を参考としつつ、公正な競争環境を維持する観点から、差止請求権が認められるための要件のあり方、あるいは民法の権利濫用の法理や不正競争防止法による対応などについて検証を重ね、イノベーションを阻害しかねない濫用的な権利行使に対して一定の制限を課すことを検討すべきである。なお、その場合には、企業が通常実施している権利行使を規制するものとならないよう配慮する必要がある。

## (3) 営業秘密の保護のあり方の検討

グローバル化やオープン・イノベーションの進展により、企業が保有する技術やノウハウなど、営業秘密の確実な保護が従来にも増して重要となっている。先般、産業構造審議会技術情報の保護等のあり方に関する小委員会において、不正競争防止法上の刑事罰の対象範囲の「領得行為」への拡大や、営業秘密侵害罪にかかる目的要件の「図利加害目的」への変更など、営業秘密の侵害行為の抑制に資する方向性が示された。しかし、営業秘密侵害罪にかかる刑事訴訟手続きについては、憲法における裁判公開の原則との関係などについて引き続

き検討されることとなった。

公判審理において営業秘密が公にされることは、被害者である企業にとって二次的な損害を被ることを意味し、企業が告訴に踏み切れない現状は、明らかに司法制度の不備である。公判審理において営業秘密が公になることを防止するための具体的な法的措置の実現に向けて、法務省と経済産業省の連携の下、早急に検討を進めるべきである。

#### (4) 模倣品・海賊版対策

##### ①実効的な模倣品・海賊版対策の推進

模倣品・海賊版の問題については、これまで官民一体となった取り組みや、国際的な連携による対策が積極的に行われてきた。その結果、改善の兆しが見られつつあるものの、その一方で、模倣品・海賊版の製造、流通手段が巧妙化してきている。特に、インターネットを利用した違法流通については、違法コンテンツをはじめ、偽造医薬品等も流通しており、もはや権利侵害の問題だけではなく、人々の安心・安全が脅かされかねない状況にある。

これらの問題の改善に向けては、各国政府との連携が不可欠であり、現在、賛同国間で協議が進められている「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」の早期実現に向けた取り組みを推進すべきである。また、権利保護の実効性向上の観点から、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）やコンテンツ海外流通促進機構（CODA）の活動を支援するとともに、海外市場における侵害状況調査の充実や、侵害が発生した場合、在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）などが、被害者企業と現地執行機関との間で調整を行うといった取り組みをさらに強化すべきである。また、海外の消費者の意識啓発も不可欠であり、政府支援の下、啓発ツールの開発などに取り組むべきである。

なお、日本国内においては、模倣品・海賊版問題に対する国民の意識啓発を進める観点から、初等教育における知財教育の充実や、模倣品・海賊版の個人輸入の規制強化などについて検討すべきである。

##### ②中国における意匠模倣問題への対応

中国における意匠の模倣は、かつてのデッドコピーから、特徴部分の組み合わせや、デザインコンセプトの特徴部分を模倣して細部の違いを主張するなど、その手法が高度化してきている。このままでは、創作性の健全な発展が阻害されかねない。中国政府に対して、意匠の実体審査制度とあわせた「部分意匠制度」の導入を働きかけるべきである。



## (5) 産業と文化の発展を促進する著作権法制の整備

### ① デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制の整備に向けた検討

デジタル化・ネットワーク化の進展により、著作物等の創作、利用、流通の形態が大きく変容しており、現行著作権法の仕組みだけでは、著作物等に対する多様なニーズに応えきれなくなっている。そこで、現行著作権法を基礎としつつ、著作物等の利用目的に応じた二つの制度（「産業財産権型コピーライト制度」および「自由利用型コピーライト制度」）を新たに創設し、複線型著作権法制を整備すべきである。

なお、複線型著作権法制は、あくまで権利者が自らの意思にもとづき、必要に応じて選択的に制度を利用することを想定したものである。特段の意思表示がなされない場合は、現行著作権法が適用される。

#### a) 産業財産権型コピーライト制度

多数の創作者が関与し、産業的に製作される著作物等（産業財産権型コンテンツ）の利用の円滑化を図るための制度。なお、当制度は、産業財産権型コンテンツの利用許諾の強制や、現行著作権法上の権利の制限・縮減を行うものではなく、利用方法・条件等は、産業財産権型コンテンツ著作権者の裁量に委ねられる。

##### [制度利用の前提]

産業財産権型コンテンツの製作に参加した創作者等（原権利者）と産業財産権型コンテンツの著作権者等との間の契約において、産業財産権型コンテンツにかかる著作権等が譲渡またはライセンスにより産業財産権型コンテンツ著作権者に一元化されていること。

##### [制度利用の要件]

産業財産権型コンテンツ著作権者が上記の契約による権利処理の概要を登録機関に登録すること。

##### [登録の効果]

ライセンス契約の対抗力や公的な権利証明の発行などの法的効果を付与し、取引の安定性を担保する。

#### b) 自由利用型コピーライト制度

権利者が自由な利活用を認めた著作物等（自由利用型コンテンツ）のインターネット上における利活用の円滑化を図る制度。

##### [制度利用の要件]

権利者の意思にもとづく著作権等の放棄（または不行使）について、著作物等へのメタデータの埋め込みなどの方法によって、その事実を利用者が認識でき

るよう明示すること。

[制度安定のための措置]

一度、著作権等の放棄（または不行使）を表明した後は、利用者に不利になる変更を禁止するなどの措置を講じる。

## ②実効的な権利保護を実現する環境の整備

デジタル化・ネットワーク化の下では、著作物等が媒体に固定されることなく、無形の情報財として流通する結果、違法な複製、配信など、権利侵害が容易に行われている。また、劣化しない違法な複製物がインターネットを通じて国境を越えて大規模に流通することで、権利保護の実効性確保が非常に困難となっており、コンテンツ産業の健全な発展を阻害している。

権利侵害対策の実効性確保に向けては、著作権保護技術による対策やインターネットサービスプロバイダ（ISP）との協力による対応を中心に検討する必要がある。

### a) 著作権保護技術とその法的補完のあり方

著作権等の保護のための要素技術としては、暗号化技術や信号反応によるコピー制御技術、電子透かしなどが実用化され、さらにこれらの技術の組み合わせによるプラットフォームサービスが提供されている。また、動画投稿サイトなどに違法にアップロードされた音楽、映像の著作物等を高速探索する技術等の開発が急速に発展しつつあり、一部、実用化が始まっている。今後は、違法コンテンツのアップロードを未然に防止する技術など、著作権等の保護のための技術・システムの開発に向けた支援を行っていくべきである。

なお、著作権保護技術については、現在、著作権法および不正競争防止法を中心に担保されているが、権利者からは、権利侵害に対して、現行法制が実効的な保護を実現しているのか疑問視する声がある。そこで、現行法制の実効性について検証を行い、不正競争防止法や著作権法などの見直しによる著作権保護技術に対する法的保護のあり方について検討することが必要である。

### b) ISPとの協力の推進

インターネット上の権利侵害対策については、権利者とISPとの協力も有効な手段となる。わが国では、2008年5月に「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が設立され、権利者団体とISP事業者団体との間で協議が開始されている。政府として、協議の加速と連携の拡大に向けて継続的に支援するとともに、インターネット上の違法コンテンツ撲滅に向けた共同キャンペーンの実施など、相互連携による取り組みを推進すべきである。

また、インターネット上の権利侵害は、国境を越えて発生しており、国内に

おける対応だけでは十分とはいえない。政府の支援の下、各国の I S P 事業者団体が相互に連携し、権利侵害が発生した場合の国際的な対応プログラムの策定とその標準化を進めるべきである。

I S P は、電気通信事業法にもとづく通信の秘密を保持する義務や、プライバシー保護の責任を負っており、過度に権利侵害対策を求めることは困難と考えられる。そこで通信の秘密や表現の自由、プライバシーとの関係等に十分に留意しつつ、権利者団体、I S P 事業者団体、関係省庁が連携し、権利侵害の判定、意見照会、侵害物の削除といった権利侵害に対する一連の対応を円滑に行うことができるルールの構築に取り組むべきである。

また、侵害防止には、動画共有サイト等を運営する特定のプロバイダによる技術的対応が有効であるとの意見もあり、侵害防止のための具体的な技術的対応のあり方について、政府の支援の下、権利者団体と I S P 事業者団体の協議を進めるべきである。

なお、権利侵害者については、特定の範囲で、身元開示手続きの簡素化、あるいはアカウントの停止といった措置を通じて対応することも考えられる。ただし、措置の対象となる特定の範囲については、関係者間で検討した上で明確にする必要がある。

### c) モバイル向け違法コンテンツ配信の根絶に向けた取り組みの強化

モバイル向け音楽配信は、コンテンツ業界、ハード業界、通信業界の連携によるわが国発のビジネスモデルであり、その市場規模は年々拡大している。しかしながら、近時、権利者の許諾なく音源を提供する違法サイトが急増し、相当量の権利侵害が行われることで、ビジネスにも影響を与えつつある。

今後、映像についてもモバイル向け配信の拡大が期待される中、モバイル向け配信ビジネスのさらなる発展のため、政府は、権利者団体、通信キャリア事業者等の関係者間の協議を促進すべきである。

## ③権利制限規定の見直し

### a) 権利制限規定に対する基本的な考え方

デジタル化・ネットワーク化の進展にともない、新たな技術やビジネスモデルが創出されており、現行著作権法の個別権利制限規定だけでは技術発展のスピードやビジネスのニーズに柔軟かつ迅速に対応しきれなくなっている。こうした状況を解決するためには、何らかの法的措置が必要との意見がある。

法的措置としては、①権利制限にかかる予見可能性や法的安定性の担保の観点から、現行著作権法が採用している権利制限規定の限定列举方式を踏襲し、問題が生じている個別具体のケースに対応した権利制限規定を追加していく方

式と、②客観的に公正と認められるべき利用形態であるにもかかわらず、個別規定に照らし、形式的に違法とされてしまう利用行為に柔軟かつ迅速に対応する観点から、何らかの権利制限の一般規定を追加する方式の二通りが考えられる。しかし、①については、制限規定が置かれるまでに時間がかかり、機動性が低いこと、また、②については、“公正”の概念をどのように定義するのかといった問題がある。

今後、現行著作権法が満たすことができないニーズを踏まえた上で、いずれの方式を採用するのか、また、採用した方式について具体的にどのような条文にするのかといった課題について、権利者と利用者双方の視点からバランスのとれた議論が行われることが必要である。

#### **b) 薬事にかかる権利制限の見直し**

2007年10月に公表された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「中間まとめ」では、薬事法と著作権法が交錯する場面において、著作権法上、権利制限の形で対応を図ることが適当との方向性が示された。しかしながら、2009年1月にとりまとめられた文化審議会著作権分科会「報告書」では、引き続き検討が必要とされ、問題の改善に向けた対応は先送りされることとなった。

今後は、薬事法上の努力義務を負っている製薬企業に過度の負担を強いることがないように、文化庁と厚生労働省の連携の下、権利者と利用者双方の意見を十分に踏まえ、権利制限による対応を含め、抜本的な対策について早急に検討を再開すべきである。

#### **④その他**

##### **a) 私的複製の適用範囲（著作権法第30条）の見直し**

デジタル化・ネットワーク化の下、業務用アプリケーションソフトや一部のゲームソフトをはじめとするプログラムの著作物について、ネットワーク上における違法コンテンツの流通によって正規市場の発展が阻害され、甚大な経済的被害が生じている。

そこで権利者の権利を適切に保護する観点から、プログラムの著作物をめぐるビジネス環境の実態を踏まえつつ、違法複製物であるかどうか利用者が認識できる仕組みの整備や、社会的啓発・教育など利用者保護の取り組みを官民が連携して進め、プログラムの著作物を私的複製の適用範囲から除外することを検討すべきである。

##### **b) 著作権法における間接侵害の範囲の明確化**

現行著作権法上、権利侵害を幫助する行為、いわゆる間接侵害にかかる差止

請求の対象範囲について明確になっていない。そのため、権利者、あるいはデジタル化・ネットワーク化を活用した新たなビジネスを展開しようとする事業者にとって法的な予見可能性が低くなっている。

コンテンツ関連ビジネスの健全な発展を促進する観点から、諸外国の状況や判例等を踏まえつつ、著作権法における間接侵害の適用範囲の明確化に向けた検討を進めるべきである。

#### c) IPマルチキャスト放送による同時再送信の権利処理のあり方の見直し

IPマルチキャスト放送を利用した同時再送信に関する電気通信役務利用放送事業者の権利処理のあり方について、他の放送事業者の権利処理の状況や権利者との関係を踏まえた上で、検討を行うべきである。

#### d) もっぱら音楽の提供を目的とする放送・有線放送の取り扱い

商業用レコードを用いた「もっぱら音楽の提供を目的とする放送または有線放送」について、実態や課題について調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて法制度のあり方を検討する。ただし、現在、適法に行われている事業についても配慮すべきである。

### 3. 企業の事業活動の円滑化に向けた施策の展開

#### (1) 企業の国際競争力の強化のための取り組み

##### ①オープン・イノベーションに対応する知財の多様な活用の促進

オープン・イノベーションの重要性の高まりとともに、企業における知財の活用のあり方はますます高度化してきている。このような状況においては、知財の戦略的な活用をサポートする施策が求められる。

例えば、ICT分野とライフサイエンス分野では、最終製品における一つの特許の価値や取り扱いが大きく異なっている。そこで各産業の特許権の効力のあり方について検証した上で、産業分野の特性に広く適応するプラットフォームとして、知財の多様な活用を促進する柔軟な仕組みを構築すべきである。具体的には、第三者に対して実施許諾を拒否しないライセンス・オブ・ライトや、差止請求権を制限するSoft IPのように、特許権を付与しつつ、その効力の範囲を選択できるような仕組みを整備することなどが考えられる。

また、パテントコモンズのように、一定条件の下、広く第三者に無償で特許の実施を認める動きも広がってきている。このような取り組みを支援するため、コモンズ化された特許の特許料減免措置などを検討すべきである。

## ②ライセンス契約の保護のあり方の検討

特許権が移転した場合やライセンサーが倒産した場合のライセンシーの保護について、わが国では登録が第三者への対抗要件とされている。しかし、登録を要件とするわが国の制度は、世界的に見ても特異な制度であり、特許のライセンス契約や売買がグローバルな規模で行われている中、企業の円滑な事業活動を阻害する要因となっている。

今後、他の法制度全体の見直しとあわせ、契約によって第三者に対抗できる米国型の「当然保護方式」の導入について検討すべきである。

### (2) 知財の適切な活用に向けた取り組み

#### ①知財の適切な活用のあり方

地球温暖化問題や資源・エネルギー問題、また、途上国における健康問題などの解決に向けて、産業界としても積極的に貢献していく必要がある。途上国へ円滑な技術移転を進めるためには、途上国における知財制度や取締体制の整備が不可欠であり、政府として、W I P Oなどの国際機関等と連携しつつ、包括的な開発支援を強化していくべきである。

なお、特定国では、医薬品に対して強制実施権が発動される動きが起こっており、今後、環境関連技術についても同様の事態が懸念されている。適切な対価を伴わない強制的な技術移転は、企業の研究開発のインセンティブや国際競争力を損ない、ひいてはイノベーションを阻害する要因となる。また、特に環境関連技術はノウハウやシステムとあわせた運用が不可欠であり、技術のみを移転しても十分な効果を得ることはできない。

日本企業の優れた環境関連技術を効果的に活用する観点から、ODAなど、他分野の政策と組み合わせた枠組みを構築するといった方法を検討すべきである。

#### ②中国における強制認証制度の問題

中国政府は、外国企業に対して、電子機器等に搭載されているプログラムのソースコードの中国政府への開示を求める「強制認証制度」の導入を進めている。制度が実施された場合、ソースコードそのものやソースコードに内包されるノウハウが漏えいするリスクが高まり、企業は国際競争力を維持できなくなるおそれがある。日本政府として、欧米各国政府やW T Oと連携し、中国政府に制度導入を中止するよう強く求めていくべきである。

また、中国におけるソフトウェアのライセンス契約について、その内容を登録し、関係書類を提出しなければ、現地の銀行がライセンス料の海外送金を受け付けないといった事例が発生している。ライセンス契約の内容は、本来、秘

匿されるべきものであり、中国政府に対して問題の是正を求めていくべきである。

### (3) 知財訴訟制度の運用改善に向けた取り組み

#### ①特許侵害訴訟にかかる現状について

2005年4月の知財高裁の創設からほぼ4年が経過する。この間、知財関連訴訟が迅速に行われるとともに、判例が積み重ねられつつある。産業界として、知財分野の司法の要である知財高裁に対する期待は高く、司法判断を通じて、経済・社会や国際的な動向を踏まえた産業のあり方を示唆し、イノベーションの促進に寄与していくことが望まれる。

その一方で、近年、裁判所による特許侵害訴訟と特許庁による無効審判のいわゆるダブルトラックにより、紛争当事者の負担が大きくなっている。特に、裁判所で特許の有効性が争われた場合、特許無効の判断が下されるケースが多く、特許の有効性判断に対する予見可能性が低下している。

企業の事業活動において、特許権が不安定であることによるリスクは計り知れず、安定的な特許権の実現が強く求められる。そこで、産業構造審議会の審査基準専門委員会等の場において、特許無効と判断されたケースや判決前に和解したケースについて総合的に検証を行い、特許の有効性や審査基準のあり方について、特許庁と裁判所が共通認識を形成するための取り組みを進めるべきである。なお、和解した案件については、裁判所が可能な範囲で所見を公表するなどの取り組みについて検討すべきである。

また、裁判所において知財問題を扱う場合、法律的な判断だけではなく、技術的な判断が求められる場合が生じる。司法の安定性確保の観点から、長期的な視野に立った技術的専門性の高い裁判官の育成、配置に取り組むべきである。なお、法科大学院の設置により、技術系法曹人材の増加が期待されたものの、必ずしも期待通りの状況とはなっていない。技術と法律の双方に知見のある人材の育成に向けた取り組みをさらに強化すべきである。

#### ②司法の国際的調和の推進

日米欧の特許庁で同様の権利が得られた場合であっても、三極で同様の権利行使を行うことができなければ特許制度の国際的調和の効果は限定的となる。各国において同等かつ安定的な権利を実現するためには、特許制度や審査基準の国際的調和とあわせ、司法においても運用面の国際的調和に取り組むべきである。

#### (4) その他

##### ①知的財産法と独占禁止法の関係のあり方の検討

企業間で協業・連携し、知財の活用を行う場合、知財法だけではなく独禁法など関連する法律についても考慮する必要がある。諸外国における知財法と独禁法の関係について国際的な比較研究を進め、プロイノベーション時代における知財法と独禁法の適切なあり方について検討すべきである。

また、公正取引委員会の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」では、“競争を実質的に制限する場合”や“公正競争阻害性を有する場合”について具体的に示されていない。そのため、法的な予見可能性が低くなっており、より具体的なガイドラインの策定に取り組むべきである。

##### ②企業会計における知的資産の価値評価のあり方の検討

国際的な会計基準のコンバージェンスが進む中、企業会計における知的資産の価値の扱いを明確にする必要性が高まっている。しかし、研究開発によって取得した特許権の計上、あるいは商品ブランド、企業ブランドの価値評価など、多様な知的資産をどのように評価するのかは明確になっていない。

知的資産の流通の増加にともない、取引の安全性の担保や企業価値の正当な評価が重要になってきており、知的資産の価値評価、会計基準上の取り扱いについて、国際的なルールの確立に向けた検討を行うべきである。

##### ③自治体等における知財活動の推進

地方自治体やその関連組織が保有する知財を活用することにより、地域の活性化を図ることが期待されている。しかし、地方自治体等における知財を活用するための支援は十分になされていない。地方自治体や各地域の研究機関等が保有する知財について、活用可能なものがどのくらいあるのか調査を行うとともに、その活用に向けて支援すべきである。

##### ④企業活動に精通する知財人材の充実

知財戦略の円滑な展開のためには、企業活動における事業戦略、研究開発戦略を踏まえ、知財の活用のあり方について総合的に考えることが重要となる。企業活動全般に精通する弁護士や弁理士など知財人材の充実を図るべきである。

#### 4. 国際標準化への取り組みの強化

##### (1) 関係省庁間の連携強化

わが国の国際標準化活動を効果的かつ効率的に進めるためには、関係省庁間



の連携が不可欠である。政府においても、2007年に「国際標準化に関する各省庁連絡会」を設置するなど、関係省庁間の連携強化を図っているが、より一層の連携の強化が求められるところである。

そのためには、標準化人材の育成など、複数の省庁で取り組んでいる内容を連携テーマとして明確に定め、企画・計画段階より密接に連携し、実行状況を「国際標準化に関する各省庁連絡会」などでフォローアップするなど、PDCAサイクルを回す取り組みを強化すべきである。

## (2) わが国としての戦略的な取り組みの強化

国際標準化活動において中心的な存在である欧州は、必要な枠組み（フレームワーク）をつくることを得意としている。その枠組みがつくられると、他国の行動はその範囲に制限されてしまう。例えば、欧州のニューアプローチでは、法規制により最低限度必要な必須要求事項を定め、それを実現するための技術仕様は標準に任せるといった枠組みを提示している。この枠組みにより、技術進歩への柔軟な対応が可能となっており、規制に従うことが求められる安全、環境、健康といった分野で、市場統合の手段として有効性が高い。

国際標準を活用して事業活動に有利な環境を作り出すために、欧州の取り組みをどう評価し、日本としてどのように対応していくべきなのか、検討すべきである。

また、「標準化は仲間づくりの世界である」といわれているが、国の数から見ても国際標準策定を主導するのに大変有利な欧州では、さらに、アジア、アメリカ諸国との連携も進めている。

そのような現状において、自分たちの国際標準提案を実現させるためには、分野・テーマに応じた、他国との仲間づくりを引き続き進めるべきである。仲間づくりの一つの方法として、研究開発段階から共同で活動し、人と人、国と国とのネットワークを育み、共同で国際標準提案ができる環境を築くことも検討すべきである。

加えて、他国の動きに迅速に対応できるように、また、仲間づくりの可能性を探るために、海外における標準化動向の情報収集体制をより強化すべきである。特に、国際標準策定に強い影響力を有する欧州と、巨大な市場を有する中国、インド、ブラジル等の新興国に対する情報収集体制を強化すべきである。

## (3) 産業界における取り組みの促進

「国際標準を制する者が市場を制する」時代となっている。自社技術を反映した標準を策定することができれば、競合他社より一歩先んじてその技術を組み込んだ製品・サービスを市場導入することが可能となり、世界規模で市場拡

大を図ることができる。

産業界でも国際標準に対する意識は高まっており、取り組みが強化されつつあるが、引き続き、社内の理解増進をはじめとした取り組みの推進が期待される。

産業界の取り組みを促進・支援するためには、国際会議に参加する際の費用助成やミッションの支援は、大変有効であり、強化すべきである。例えば、国際会議に参加する際の費用助成では、国際会議以外への参加は認められていないが、国際標準化の仲間づくりを促進する意味でも、現地委員との意見交換や関連学会への参加は認めるべきである。また、企業の国際標準化活動に関する費用に関して、一定の範囲で税制優遇を行うことも検討すべきである。

#### **(4) 国際標準に関連する知的財産権の取り扱いルールの明確化**

企業活動において、開発した技術を普及させ市場の拡大を図る「標準」と、その技術を権利化して市場シェアを確保する「知的財産」は、どちらも事業活動を推進する上で重要な手段となる。企業には、両者をバランスよく活用し、企業価値の最大化を目指した取り組みが期待される。

一方で、標準技術について特許権を持つ者が、パテントプール等に参加せず、不当に高額なロイヤリティーを請求する、いわゆる第三者特許問題などの、標準技術の普及を妨げる問題が発生している。標準に関する知財の取り扱いルールの明確化をより一層進める必要がある。

特許権者の権利濫用の歯止めとなる仕組みについて、特許法や独占禁止法などの幅広い観点から検討を行い、さらには、新たな仕組みの導入も含めて、国際的なコンセンサスが得られるように、関係機関に強く働きかけるべきである。

#### **(5) 国際標準化人材の育成・確保**

わが国も、国際標準会議等でリーダーシップを発揮できる人材をより多く育成する必要があるが、そのような人材には、多様な能力（技術的な知識、特許・標準に関する知識、語学力、交渉力）と長年の経験（関係者との人的ネットワーク）が求められ、長期的視点に立った人材の育成・活用が重要である。

現在、多くの企業人が標準化関連会議の議長・幹事等の役職で活躍しているが、その後継者を、企業・業界として確保し、政府の各種研修制度や表彰制度も活用して、長期的視点で育成・評価していくことが期待される。

政府や標準化関連団体は、育成対象者・段階別の研修・表彰制度、並びに、議長等の役職者に対する支援制度を引き続き充実させるべきである。

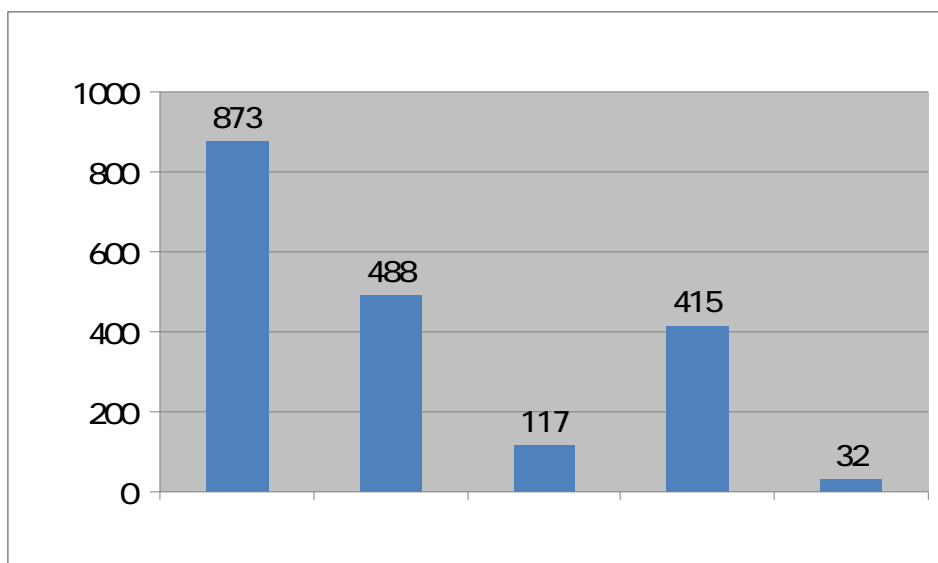
### Ⅲ コンテンツ産業の振興

コンテンツ産業のグローバル化が進み、優れたコンテンツやそれを担う人材の交流が国境を超えて行われている。わが国で産み出されたコンテンツは、海外において、“クールジャパン”と評され、関心および評価は年々高まっている。これらを題材として、いくつかのハリウッド映画が製作されていることは、その代表的な事例である。世界中でわが国発のコンテンツが楽しめることは、わが国コンテンツ産業への直接的な経済的効果とともに、日本文化への理解を促進し、国益の増進にもつながる。今後一層、日本文化の価値を世界に知らしめていくためには、わが国のエンターテインメント・コンテンツ産業の隆盛が欠かせない。

一方、国内コンテンツ産業全体の市場規模は、約 14 兆円でアメリカに続き世界第 2 位であるが、世界のコンテンツ産業が飛躍的に市場規模を拡大する中で、日本市場のここ数年の伸び率は鈍化している。今後、人口減少社会の到来によりますます国内市場の需要拡大が期待できない中で、わが国政府が掲げる 2015 年までにコンテンツ産業の売上高を 5 兆円拡大するという目標を達成するためには、国内におけるコンテンツ創造力を強化しつつ、積極的な海外展開をはじめ、急速にデジタル化・ネットワーク化された環境下での新たなビジネスモデルの構築を模索することが必要となってくる。

政府では、2002 年 11 月に「知的財産基本法」を成立させるとともに、2004 年 6 月の「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」等を受け、知的財産政策の重要な柱としてコンテンツの振興に取り組んでいる。一方、世界各国でも、コンテンツ産業を有望な成長産業と位置づけ、多くの公的資金を投じつつ、自国コンテンツの輸出促進、コンテンツ人材の育成など積極的かつ戦略的な産業支援策を講じている。

こうした内外の状況下で、コンテンツ産業のさらなる振興を図るためには、以下の要望を踏まえつつ、文化と産業を包括的に捉える文化産業戦略という視点によって、継続的、分野横断的かつ省庁の枠を超えた“オールジャパン”として、コンテンツ立国たるべき対策を講じていく必要がある。その際、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」で規定された法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を総点検するとともに、コンテンツ産業振興を図るべく以下の要望を包括的に実現するような法制度の制定を検討すべきである。日本経団連としても、映像産業振興機構（V I P O）などの関連団体と連携をとりながら、望ましい政策のあり方を提言していきたい。



(特定非営利活動法人 映像産業振興機構(VIPO) 調べ)

注1

(映画、放送番組、アニメ、ゲーム、音楽などのエンターテインメント・コンテンツを対象とした振興予算で比較)

フランス=CNC (国立映画センター) 2009年度(F year) 予算

ドイツ=連邦機関及び各州の映像振興団体2008年(C year) 実績

イギリス=UKFC (フィルム・カウンシル) 2008年度(F year) 予算

韓国=KOCCA, KOFIC, KBI3団体の2008年, KOGIAの2007年予算の合算値 (慶応大 金美林氏調べ)。映画を対象にした振興予算制度を整備し(2014年までの時限立法)、従来からの振興予算と合わせて4.3億ドル(7年合計)の振興財源を整備していることも見逃せない。

日本=2009年度予算案。データ出所 財務省主計局「徹底した予算の効率化(21年度政府案)」、2008年12月、p20。

注2

原データはそれぞれユーロ(フランス、ドイツ)、ポンド(イギリス)、ウォン(韓国)、円(日本)。該当年の当月初一ヵ月間の平均為替レートで円換算。

注3

わが国のコンテンツ振興予算は平成19年度が48億円、平成20年度が40億円、平成21年度が32億円と減少傾向にある。

## 1. コンテンツの創造力の強化

### (1) 研究開発・設備投資

#### ① コンテンツの開発・維持・拡充に対する税制上の優遇措置

欧米諸国においては、さまざまな税制措置を通じて、外資誘致を含めたコンテンツ産業振興策を積極的に講じている。わが国のコンテンツの競争力を維持・強化するためには、「コンテンツ創造力」の優位性を保っていかなければならず、コンテンツ企業の研究開発投資のさらなる促進が必要である。平成20年度税制改正において研究開発促進税制の一部拡充が行われたが、日本経団連の「平成21年度税制改正に関する提言」（2008年9月16日）において指摘しているとおり、恒久的措置部分の税額控除限度額（現行、法人税額の20%）の引き上げや控除限度超過額の繰越期間の延長等を検討すべきである。また、良質なコンテンツ作品の創造・開発のためには、大容量のハードウェアやネットワーク環境が不可欠であるが、そのための設備機器の取得、頻繁な技術革新に対応するための機器更新には多額の投資を必要とする。コンテンツ産業の高付加価値化を支援するためにも、これらの機器の取得・更新について、情報基盤強化税制の対象とすべきである。

併せて、既に完成・販売しているゲームソフトは減価償却における耐用年数が販売用ソフトウェアとして3年と設定されているが、中古品の流通もあり商品サイクルは短くなっているため、実状と一致しておらず、法人税法施行令第57条に定める耐用年数の短縮の承認申請手続きの簡素化により、一括償却方法を可能とすべきである。

#### ② 映画業界におけるデジタル環境の整備

映画制作のデジタル化・3D化を踏まえ、米国内では急速にデジタル配給・興行体制に移行しつつある。この世界的な流れの中で、日本の映画産業にとってもデジタル化は不可避となっている。上映場所となる映画館のデジタル化には興行側に過大な投資が伴うため、全国3300余あるスクリーンのうちデジタル化対応しているのは約5%である。デジタルシネマは、映画の配給上映のみならず、ビデオ化、デジタル放送、インターネット配信等のワンソース・マルチユースに際しても有用である。また、映画のみならずコンサート、ミュージカル、演劇、ゲーム、スポーツ等のライブ・エンターテインメントコンテンツの上映による新しいビジネスモデルの検証・実験が行われている。デジタル化された映画館において、映画上映以外での多目的なコンテンツが利用可能となることで、文化イベントなどの開催等地域振興の一助となると考えられる。デジタルシネマの普及、促進について、関連業界は製作、配給、興行の各段階における環境整備を推進し、新しいビジネスモデルの構築に取り組むべきであり、

政府は投資促進制度等税制措置やデジタルシネマ機器を備えた劇場・映画館・スタジオ等の償却資産にかかる固定資産税等の軽減措置などを含め、このような取り組みを支援すべきである。さらに、全国スクリーン数の約 20%を占める一般映画館にとっては、シネマコンプレックスと比べスクリーンが少なく小規模運営のため投資負担が過大となりがちであり、資金調達における低利子融資など金融上の支援措置が不可欠である。また、現時点でのデジタルシネマのデータ保存と超長期的なアーカイブについては、現行フィルムの数十倍の維持管理費用がかかると同時に、記録媒体の寿命も不確実である。映画のデジタル化推進のためには、これらの解決に向けて技術革新の調査研究を促進し、映画製作者がデジタルシネマのデータ保存を適切に行える環境整備を支援する必要がある。

### ③ コンテンツに関する技術開発の推進

コンテンツ産業の近代化・国際競争力強化に向け、大学、研究機関、企業等におけるCG（コンピュータグラフィックス）をはじめとする先端の映像技術やインタラクティブ技術等の研究開発、コンテンツ分野と人間工学、情報倫理学、社会学等他分野との学際的研究を政府は支援すべきである。また、映像産業振興機構は、当該分野における産学連携を促進すべく、大学・研究機関と企業の橋渡し役となるべきであり、政府はそうした取り組みを継続的に支援すべきである。

## (2) 資金調達

### ① 資金調達の多様化に向けた環境整備・支援税制の創設

優れたコンテンツ作品の制作に要する資金調達を円滑化するため、政策金融機関によるコンテンツ制作者等への出融資を拡充すべきである。また、国際展開も視野に入れた大規模プロジェクトから、人材育成の側面をもつ個人クリエイター向けの小規模なものまで多様な手段による資金調達が可能となるよう、海外への拠点設置や事業提携への金融上の支援措置、コンテンツ投信等の流通市場の構築、大型コンテンツ作品の完成保証制度の導入、大型コンテンツ評価に長けたファンドマネージャーやアナリスト等の育成、コンテンツ事業者によるIRの強化や、コンテンツ関連統計の整備等の環境整備を推進すべきである。

また、コンテンツ業界の資金調達力の課題などから、税額控除制度、特別償却制度、事業信託への課税方法の改善、ロケーション撮影誘致のための優遇税制等も含め、税制上の支援措置が不可欠である。

### (3) 制作支援・制作環境整備、産業集積・地域振興

#### ① ロケーションパークの設置

映画、テレビ等での映画・ドラマをオープンセットで撮影することが非常に難しくなっている。また、役者が集積している東京近郊で撮影が難しいことから、スケジュール確保による製作期間の長期化・コストの肥大化を引き起こしている。大小道具、結髪等の技術、セットの維持管理が難しくなる中で、日本固有のコンテンツを制作していく基盤となるオープンセットスタジオまたはパークを、民間企業だけでなく、産業育成の視点から国・自治体の協力の下に設置することを検討すべきである。

#### ② 外国語で作成された技術文書の翻訳支援

次代を担うコンテンツ産業に貢献する技術開発のためには、海外の研究活動の成果も積極的に取り入れる必要がある。海外で出版されているコンテンツ産業に関する最新の技術文書については、自ら翻訳しなくてはならないが、産業を支える中小企業にとって、資金的にその負担が大きい。技術交流を促進し、わが国のコンテンツ産業の技術開発のレベル向上を促すために、技術文書の翻訳に対する政府の支援が求められる。

#### ③ ライブ・エンターテインメント集積の推進

2007年1月より観光立国推進基本法が施行されたが、今後、国際競争力ある魅力ある観光地づくりを推進する上で、ライブ・エンターテインメントを産業として振興していくことが重要である。ライブ・エンターテインメント産業を活性化し、日本を世界に誇れる観光拠点とすべく、政府は地方自治体や民間企業との連携の下、既存施設を含めた一定規模以上のライブ・エンターテインメント施設にかかる税制優遇措置や野外会場・道路使用許可等の規制緩和等を推進し、ライブ・エンターテインメントにかかる施設や事業者等の集積などによる、エンターテインメント・リゾート開発を推進すべきである。その一環として、政府は、ゲーミングビジネスと組み合わせたライブ・エンターテインメント産業振興法の制定やライブ・エンターテインメント集積特区の設定等の法的措置を含め、民間における具体的な構想の検討を奨励・支援すべきである。

### (4) 人材育成

#### ① プロデューサーの育成

マルチユースや国際展開の重要性がますます高まる中、わが国の優れたコンテンツが幅広くユーザーに楽しまれ、関係者に適正な収益をもたらすためには、国際的にも活躍できるプロデューサーの育成が喫緊の課題となっている。プロ

デューサーには、法務、財務会計、マーケティングといったビジネス関連スキルや、業界に関する幅広い知識をベースとして、人的資源管理能力やプロジェクト・マネジメント能力、英語による国際的なコミュニケーション能力が求められ、中期的な視点から業界を挙げて育成していく必要がある。

そのため、高等教育機関は産学連携の下、社会人再教育も含めたプロデューサー教育プログラムを質的に強化するとともに、映像産業振興機構は、海外との人的ネットワークの強化やノウハウの蓄積、キャリア形成に資する事業を推進すべきである。政府はそうした取り組みを中期的な観点から継続的に支援すべきである。

## ② クリエイターの育成

優れたコンテンツの創造の源泉は人材のクリエイティビティにある。世界的な競争が激化する中、官民連携の下、欧米におけるクリエイター育成の現状を調査するとともに、ゲームやアニメをはじめ必要なキャリアパスやスキル等について検討し、英語によるコミュニケーション能力など国際的に発信するためのスキルも念頭に置きながら、有効なクリエイター育成策を推進すべきである。また、デジタル・コンテンツのめまぐるしい技術の発展に対応すべく、最新の技術に精通したクリエイターや、量的にも不足しているエンジニアの育成について政府は支援すべきである。

こうした人材育成策を講じると同時に、クリエイターが生み出すコンテンツを発表できる場を整備することも重要である。JAPAN国際コンテンツフェスティバルの活用や世界の視聴者に関われたネット上でのクリエイターの登竜門の創設などを含め、優れたコンテンツの発表・発掘の場を整備について検討を進めるべきである。

## ③ マルチコンテンツ・プロデューサー人材の育成

コンテンツのマルチユースの進展やアニメやゲーム等のコンテンツが次々に映画化される中、プロデューサーやクリエイター、技術者といった異なる職能や、映画、放送、アニメ、ゲーム、音楽といった異なるジャンル等、複数の領域に精通した人材は、コーディネーターとして複数の領域にまたがる課題や新たなビジネスモデル構築に向け重要な役割を果たすとともに、魅力あるマルチコンテンツをビジネスとして成功させるため、商慣習のギャップの調整や権利調整など交渉を推進する役割を担う。政府は、映像産業振興機構等民間におけるマルチコンテンツ・プロデューサーの育成に向けた教育プログラムの整備・運営に向けた取り組みを奨励・支援すべきである。



#### ④ マルチメディア・ビジネス人材の育成

コンテンツ・ビジネスの飛躍的拡大のためには、家電や通信、金融等のコンテンツに関連する知識をコンテンツ業界の人材に教育することも重要である。政府は、こうした他業界の技術的進歩や変化に関するコンテンツ業界向けのセミナーの開催や技術教育を支援すべきである。

#### ⑤ 法務人材の育成

今後、わが国コンテンツの国際展開や国際共同制作等を推進するためには、諸外国におけるコンテンツ関連法制や業界の事情に精通し、外国企業等との契約交渉をはじめとする各種渉外を行う法務人材の育成が不可欠である。政府は、民間における法務人材育成を支援するとともに、エンターテインメント・ロイヤーのコンテンツ事業者との交流や専門能力の向上を促進すべきである。

#### ⑥ 企業内の人材の確保・育成に対する支援の強化

コンテンツ創造力の強化を図る上で人材の確保・育成は、きわめて重要であり、とりわけ上記①の通り、コンテンツの海外展開の際に鍵となるのは国際ビジネスに精通したプロデューサーの存在である。しかし実際のビジネスがプロデューサーの個人能力だけで行われるわけではなく、組織としてビジネスが行われ、ビジネス規模が大きくなればなるほど、個々の職能の分業が進むことは、コンテンツ分野においても同様である。従って、上記①～⑤にあげるような個別の専門職能の強化とともに、その専門職能の組織化に対する支援として、コンテンツ産業における人材確保や企業内における人材育成の支援を強化すべきである。

#### ⑦ 子役の出演可能時間の延長

従来、労働基準法により、演劇子役の就労時間が午後 8 時までとされていたところ、2005 年 1 月より午後 9 時まで延長された。以来子どもの福祉に問題が生じることもなく、4 年が経過している。意欲ある子どもの自己実現の機会の充実を図ると共に、社会人の演劇鑑賞を容易にする開演時間設定のためにも、子役の就労時間を午後 10 時まで延長すべきである。

#### ⑧ 雇用のセーフティネット整備

コンテンツ産業における雇用の安定と人材の流動化促進による人材の適性配置を促進するため、雇用調整助成金の要件緩和など企業の雇用維持に対する支援や職業訓練の抜本拡充などを雇用のセーフティネットの整備・拡充の一環として行うべきである。

## (5) 教育基盤の整備

### ① 教育機関から職場を通じたキャリア育成体制の整備

多様性を追求するコンテンツ産業の人材育成のためのカリキュラムは、単に教育機関で学ぶだけでなく、社会人になっても、職場を移動しつつキャリアアップしていく分野である。より有効で効率的なキャリア育成体制を確立するためには、諸外国における映像学等も参考としつつ、常に新しい制作現場の知恵・知識・技術等を整理・体系化し、理論化・整合化することが必要である。

第一に教育界と産業界との連携のもとで、コンテンツ人材育成についてのカリキュラム体系の持続的な開発体制を支援すべきである。例えば、社会人対象のセミナーは、制作現場が持つ暗黙知とそれを形式知・明示知に変換する教育機関の情報のキャッチボールを促進するものであり、政府はこれを持続的に支援すべきである。また教育に対する効果が具現化するには3－5年では短すぎることから、教育基金の設立も含め、前述の取組みによって確立した映像教育体系を、長期的な持続性を持って実行するための環境整備を併せて検討すべきである。

第二に、従来の知的財産推進計画を受け、コンテンツを扱う多くの大学、大学院、専門学校等の専攻課程が設立されており、これらの教育機関からの卒業生の産業界での受け入れに関して、質的、量的ともに双方のすれ違いが生じている。政府はこうした需給関係を考慮した教育機関の充実を行うとともに、産業界の雇用ニーズの発掘に関して、従来から映像産業振興機構が行っているセミナーや各種調査などの拡充を支援すべきである。

第三に、コンテンツ産業は比較的労働の流動性が高い産業分野であり、大学新卒や第二新卒とも異なる働き方が多い世界である。さまざまなキャリアパスが考えられる中で、コンテンツ系中小企業群の新卒者雇用活動に対して支援し、産業の裾野の拡大に貢献すべきである。

### ② コンテンツ統計の整備

エンターテインメント・コンテンツ産業の実態を示すデータの整備は、わが国コンテンツ産業の国際競争力強化に向けた戦略とともに、研究開発、市場開拓や資金調達などのコンテンツ・ビジネス戦略を立案する上で不可欠である。

また、欧米では、業界が個々の作品の実データ（興行・販売実績等）等詳細なデータを公表しており、研究機関や事業者等による市場のメカニズムやコンテンツのヒット要因等の研究に活用されているほか、コンテンツの制作に要する資金調達の有用な情報として活用されている。政府は、コンテンツ産業の振興の観点から必要となる統計指標の検討を行うとともに、映像産業振興機構はじめ民間機関におけるこうしたデータ整備に関する取り組みを奨励・支援する

等、コンテンツにかかる統計を早急に整備し充実させるべきである。

### ③ インターンシップの推進

コンテンツの制作現場等で学生の実習を行うことは、受け入れ側、学生側双方にとって貴重な体験を得る機会となる。大学等の側がインターンシップによる体験を正規の学習課程の中に組み込む努力をする一方で、政府は、大学の学生インターンシップ派遣を奨励するような制度の構築を図るべきである。また、学生側・企業側のニーズをより効果的にマッチングすべく、政府はインターンに関するポータルサイトの運営等、映像産業振興機構等が行う事業を支援すべきである。インターンシップのマッチングは、非常に多くの条件の照らし合わせが必要であり、そのタスクは膨大である。特に中小企業にあつては、大学・企業双方のニーズがあつても、資金的に受け入れが難しいケースもあり、政府による支援が求められる。

### ④ 客観的な技能要件にもとづく検定制度の創設

コンテンツ産業の担い手となる人材の育成は、産業の振興にとってきわめて重要であるが、産業界が必要とするコンテンツ人材に求められる要件について客観的な基準がなく、教育機関にとって目標とする人材の品質水準が設定しづらい状況である。現在、コンテンツ産業分野に関しては、「知的財産管理」職種のみが職業能力開発促進法にもとづく技能検定の対象職種となっているが、それ以外のコンテンツ産業に関連する職種についても対象職種とし、必要とされる技能を一定の基準によって検定し、国から公証を受けることが可能とすべきである。これにより、コンテンツ産業にて働く人材の技能と地位の向上を図り、ひいてはわが国のコンテンツ産業の発展に寄与することが可能となる。

## 2. コンテンツの新たな市場の創出と流通の促進

### (1) 国際展開の推進

#### ① JAPAN 国際コンテンツフェスティバルの推進

政府の経済成長戦略大綱等を受け、2007年以降、毎年JAPAN 国際コンテンツフェスティバルが開催されている。同フェスティバルは、映画、放送番組、ゲーム、アニメ、音楽、マンガ、キャラクター等のジャンルを横断する画期的なイベント・見本市であり、ジャパン・ブランドの発信等を通じて、日本文化の発展のみならず、コンテンツ・ビジネスの拡大、わが国コンテンツの国際展開の促進、ソフト・パワーの強化等に資するものである。

政府は、関係省庁の緊密な連携の下、長期的な継続を保障する財源を確保し

つつ、国を挙げて国際コンテンツフェスティバルを推進すべきである。同時に、今後の同フェスティバルがより有意義なものとなるよう、関係者の意見を踏まえつつ、既存のイベント・見本市との連携・融合についても考慮するとともに、開催期間・会場、広報のあり方等を含め、運営方法を改善していくことが望まれる。

## ② マーケット機能の強化

国際見本市は、コンテンツの海外展開の促進についての基本インフラのひとつである。JAPAN国際コンテンツフェスティバルは、日本最大級のジャンル横断的なイベントであり、わが国コンテンツの国際展開を推進する格好の機会である。政府は、諸外国における各種見本市も参考にしつつ、同フェスティバル関連のマーケット機能の強化を支援すべきである。

また、あわせて、大規模な国際見本市や会議を開催するために必要な同時通訳設備（日本語・英語・中国語等3ヶ国語程度が望ましい）を有する国際会議場の整備や、通訳確保に向けた支援を行うべきである。

## ③ 日本コンテンツの海外展開への支援

コンテンツの輸出を目的とした海外のマーケットへの出展や販売ツールのための字幕の作成、適切な通訳の確保は、とりわけ中小企業にとっては負担が大きく、ジャパン・コンテンツの国際展開の阻害要因の一つとなっている。また、国際共同制作を含め国際展開にかかる知識・ノウハウは必ずしも体系化されておらず、新規に海外展開を検討している事業者が必要な知識・ノウハウを得ることは非常に困難になっている。政府は、コンテンツの輸出を目的としたマーケット出展や字幕制作、通訳確保を支援するとともに、国際共同制作を含む国際展開にかかる知識・ノウハウの体系化・共有についての民間の取り組みを奨励・支援すべきである。また、上海万博等におけるわが国コンテンツの紹介等も、わが国コンテンツの海外展開を促進する有効な方策と考えられ、たとえばJAPAN国際コンテンツフェスティバルの海外PRや海外ラウンドなど、具体的な案について検討すべきである。

なお、レコード産業では、日本音楽コンテンツのライセンスアウト拡大に向け、国の支援も受けつつ、主にアジア諸国に向けた取り組みを行っている。しかしながら、特に、アジア最大の潜在的市場である中国におけるライセンス拡大に向けた課題は依然として存在しており、政府はこれまで官民一体となって取り組んでいる海賊版対策や音楽文化交流施策等に加え、たとえば歌詞検閲制度の改善等を中国政府に対して積極的に働きかけていくべきである。

#### ④ 国際共同制作協定の締結

制作段階から海外の事業者と協働することは、コンテンツのスケールを上げるとともに、現地でも受け入れられやすいコンテンツを作る上で有効である。国家間の国際共同制作協定はそのための重要な制度的基盤となる。例えばフランスは、約40カ国と協定を結んでおり、相手国の事業者には税制措置を含めさまざまな優遇制度を適用しているが、こうした協定が締結される背景には、締結国双方において、自国事業者向けに整備してある振興制度を、共同制作を行う相手国事業者にも互恵的に適用することで、国際共同制作を行うインセンティブを付与していることがある。わが国においては、他国と類似した振興制度や受給資格制度の整備等、国家間国際共同制作協定の基盤がなく、ビジネス上、国際共同制作を行いにくい状況が生じている。

政府は、国際共同制作に関する協定・覚書が諸外国との間で締結されるよう奨励・支援するとともに、マッチング・ファンドなどの補助金や税制措置を含め、諸外国の制度に遜色のない国際共同制作のインセンティブ付与につき早急に検討し、必要な措置を講じるべきである。

#### ⑤ 日本貿易振興機構（JETRO）、在外公館等におけるコンテンツの情報収集・提供および発信機能の強化

コンテンツの国際展開を図るにあたり必要となる、諸外国における市場動向、法制度、商慣習等の情報は、一企業だけで収集するには限界があり、また、業界において共有されるべき性質のものである。諸外国では、例えば大臣がセールスマン役を担ったり、在外公館がコンサートや商談会などのプロモーションイベントを主催する事例や、ロサンゼルスに対ハリウッド・プロモーションのため映像振興組織の事務所を設置するなど、公的な機関による振興が行われている。そのため、日本貿易振興機構（JETRO）、在外公館等は、その情報収集機能を強化し、コンテンツの国際展開に資する各種情報の提供に努めるとともに、政府は在外公館が日本コンテンツによる文化促進活動を積極的に推進できるように予算措置を拡充すべきである。

同時に、今後はわが国コンテンツのアジア地域を越えた海外展開、特に世界第一のマーケットである米国への展開を目指し、政府は「文化」と「ビジネス」を切り分けるのではなく、包括的な海外展開戦略を行うべきであり、主要諸外国の例に見られるように、日本貿易振興機構（JETRO）、在外公館等が民間企業と一体となって、わが国コンテンツを売り込む商機を創出すべきである。

#### ⑥ 海外子会社による日本コンテンツ海外展開の支援

わが国のコンテンツ企業が、海外展開を図る際に、市場のニーズを的確に把

握したうえで、日本コンテンツを現地化するため、海外に現地子会社を設立する場合がある。日本法人と現地子会社で著作権や商標権の使用許諾等知的財産にかかる取引について、移転価格税制にもとづき課税される場合があるが、日本経団連の「平成 21 年度税制改正に関する提言」（2008 年 9 月 16 日）にて指摘しているとおり、無形資産や役務提供の取扱いなどについて、企業の実態・実情を十分把握・配慮して納税者の理解・納得が得られるように慎重に執行すべきである。さらに、二重課税排除の有効な手段である事前確認制度の一層の迅速化、効率化が重要である。

また、日本法人がコンテンツの海外展開戦略の関係上から軽課税国に設置した子会社が、タックスヘイブン対策税制の対象となる場合がある。企業の海外における拠点配置・グループ企業構成の自由度を確保し、海外進出を促進するためにも、税軽減目的以外の正常な経済活動の一環として中間持株会社や知的財産管理会社を設ける場合には、本税制の適用除外とすべきである。

## **(2) マルチユースの促進**

### **① コンテンツ・ポータルサイトの充実**

「知的財産推進計画 2005」「知的財産推進計画 2006」にもとづき、民間が中心となり、また政府の支援を得ながら、日本のコンテンツの情報を国内外に発信するための情報検索サイトであるコンテンツ・ポータルサイトを 2007 年 6 月から運用している。同サイトは、国内外におけるジャパン・コンテンツの 2 次・3 次利用を促進するための情報基盤として活用されるほか、個人のクリエイターや中小のコンテンツ制作事業者の作品情報を発信することによって新しい事業機会の創出を支援することにもつながっていく。また、ジャパン・コンテンツはいまや日本を代表する輸出商品の一つであり、広く諸外国に情報発信を図ることによってジャパン・ブランドのさらなる強化にも資するものである。政府は、同サイトをわが国を代表するコンテンツ関連情報のポータルサイトとすべく、登録情報の充実、登録情報の多国籍言語化への対応、海外への情報発信などによる機能強化を図るとともに、JAPAN 国際コンテンツフェスティバルのオフィシャル・サイトとの連携、および国内外で開催されるさまざまなコンテンツ関連事業・イベント等に関する情報発信の場としての活用を進めるなど、多面的に支援していくべきである。

### **② 権利者情報の整備**

権利者情報の整備は、マルチユースにかかる権利処理の円滑化のために不可欠な情報インフラである。現在、権利者団体や企業レベルで整備が進みつつあるが、資金的・人的なコストの大きさから、とりわけ中小規模の団体・企業に

において十分な対応が取れないことが多い。政府は、こうした権利者情報の整備に向けた取り組みを促進すべく、必要な支援を行うべきである。

### ③ 契約ルールづくりの推進

優れたコンテンツの創造、コンテンツのマルチユース、国際展開等を推進するためには、コンテンツにかかる権利関係をより明確にし、権利処理をより円滑にすべく、関係者間で事前に書面で契約が締結されることが望ましい。しかし全ての関係者の間で詳細な書面契約を結ぶのは困難であるだけでなく、合理的とはいえないため、公平な契約関係を示す業界標準となる契約ルールを策定することが有用である。政府は、こうした契約ルールづくりおよび契約ルールの普及を奨励・支援すべきである。

### ④ デジタル・コンテンツの流通環境の整備

ユビキタス化やコンテンツのデジタル化の推進は、より効率的・効果的なビジネスモデルを可能にする一方で、コンテンツの流通・配信段階でのセキュリティ上の課題や著作権管理、課金のシステム等に関する課題、規格の標準化や著作権法にかかる課題等を発生させる。こうした課題を解決し日本発のビジネスモデルを構築するためには、高度なセキュリティシステムの開発、DRM（デジタル著作権管理）や新たな課金システムの整備、自主ルールの策定、場合によっては法的な整備等も考えられるところであり、政府はこうしたソフト・ハードを含む幅広い関係者の連携の一層の強化を奨励するとともに、課題解決に向け必要な支援をすべきである。

### ⑤ 流通促進・文化保全のためのアーカイブの整備

映画、放送番組、アニメ、ゲーム、音楽、音声、映画スチール写真、マンガ・書籍等のコンテンツについては、文化的・経済的資産として価値のあるものが多いにもかかわらず、十分な保全が行われておらず、各企業が保管するなど散逸するに任せている状態にあることも多い。また、ネット環境を活用し、デジタル・コンテンツの創造・流通の好循環を形成するとともにマルチユースを推進していくためには、これらの原版がデジタル化されることが必要である。政府は、歴史的音盤アーカイブ推進協議会をはじめ、文化的・経済的資産として価値のあるコンテンツのデジタルアーカイブ化に向けた取り組みを積極的に支援するとともに、とりわけ、保存・活用すべきコンテンツの修復・リマスターについては、国の税財政上等の直接的支援のもとに早急にデジタルアーカイブ化を推進すべきである。

また、国会図書館に所蔵される 883 万冊に及ぶ書籍・雑誌等のデジタルアー

カイク化を急ぎ、広く国民の検索等に活用できるようにすべきである。コンテンツやソフトウェアにかかわらず、古いメディア（再生）機器のアーカイブも重要である。

## ⑥ 有料放送市場の拡大

世界的に見ると、有料放送事業の成長がコンテンツ産業の拡大に重要な役割を果たしている。日本においても、有料放送事業が成長することで放送市場全体を底上げし、その収益がコンテンツ制作に還元されることでコンテンツ産業が拡大していくことが期待できる。また、コンテンツ産業の国際化を進める上で、わが国コンテンツの海外展開のみならず、映画祭受賞作品等、海外の優秀なコンテンツのわが国における鑑賞機会を確保することが重要であり、公共放送の活用とともに、有料放送もその有力な手段となることが期待される。有料放送市場の拡大を目指し、民間は有料放送における一層のサービス充実を図り、政府は課題解決に向け必要な支援をすべきである。

## (3) 新市場の開拓

### ① 教育との連携

映像、演劇、音楽等の豊かなコンテンツに接することやコンテンツの創造の過程に携わることは、青少年の健全な成長にとっても有益である。同時に、将来のコンテンツ産業を担う創造性豊かなクリエイターの育成にも資するものである。政府は、コンテンツが教育に与える効果等の調査や、小学校・中学校・高校等における映像、演劇、音楽の鑑賞や映像制作体験、体験ミュージカルといった体験型のプログラムの設置、民間におけるゲーム等のコンテンツを活用した新たなエデュテインメント事業を奨励・支援すべきである。

以 上